

ホープタウンイベントスペース使用申込について

ホープタウンでは、1階催事場・3階イベントひろば等で催事を受け付けております。

下記に同意の上お申し込みをお願いします。

【使用対象】

・物品・飲食・サービス販売、チラシ配布、各種キャンペーン、PRイベント、その他、当社が許可するもの。

【原則として、次に関する使用を禁止します】

- ・法律や各種法令に違反するもの
- ・公序良俗に反するもの又はわいせつなもの
- ・他人の信用または名誉プライバシーを侵害するもの
- ・商標・著作権など許可なく無断で使用したもの
- ・政治的または、宗教的勧誘のもの
- ・当社の及び当店のテナント店舗等と競合するものと判断するもの
- ・その他、当社が不適格と判断するもの

【また、次の場合は使用を取り消すことがございます】

- ・使用目的、内容等の変更に関して事前にお申し出のない場合
- ・使用規定に違反している場合、または使用上諸般の危険が予想されるとみなした場合
- ・偽りの申請、その他不正手段により使用許可を受けた事実が明らかになった場合
- ・使用の権利を譲渡、転貸した場合
- ・用途目的に反した場合。
- ・その他、当社が不適格と判断するもの

尚、使用許可取消に伴う損害等については、一切責任を負いません。

- ・チラシ配りは原則使用場所の付近のみといたします。必ず事前に係員にご相談ください。
- ・催し物の内容は、主催者の責任で開催されたものであり、当社は一切責任を負いません。
- ・お支払いは請求書発行によるお振込みか、当日3階「出納室」での現金精算となります。担当者をご確認ください。
- ・申込者の都合により、取り消しをした場合、キャンセル料が発生します。キャンセル料は下記の通りです。

<使用日の2週間前のキャンセル> 基本料金:20%

<使用日の1週間前のキャンセル> 基本料金:50%

<使用日の当日キャンセル> 基本料金:100%

【その他】

・申込書類提出が、催事開催決定ではありませんので、ご注意ください。

【お問合せ】

ホープタウンイベントスペース使用申込書をご記入いただきメールまたはFAXにて添付の上、送信ください。

〒683-0804 鳥取県米子市米原 2-1-1(後藤駅北側) ホープタウン販売促進担当

TEL 0859-34-3200 FAX:0859-34-3803 送付先メールアドレス:hansoku@hopetown-yonago.co

反社会的勢力との関係遮断に関する誓約書

株式会社ホープタウン 代表取締役社長 小西 健夫殿

私()は反社会的勢力との関係遮断に関し、以下のとおり確認し、本書にて誓約いたします。

第1条(目的)

私は、平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(以下「本指針」という。)の趣旨に基づき、自己及び自己の取引先に関して、第2条に定める反社会的勢力との関係遮断を行うこととします。

第2条(反社会的勢力の排除)

- 私は、自己(自己の代表者、役員、または実質的に経営を支配するものを含む。)が以下の各号に該当するもの(以下「反社会的勢力」という。)に属さないこと、契約等の勧誘、交渉・申入れ、予約、締結、履行、解除その他一切の法律上又は事実上の事項に関連して、反社会的勢力を利用していないこと、ならびに、反社会的勢力の運営・管理等する事業等に対して指導、協力、補助等をしていないことを保証するとともに、将来にわたってもかかる保証に抵触する事実を発生されないことを確約します。また、本項抵触の可能性につき合理的な疑義を生じた場合には、事実関係の確認及び本誓約書遵守のために必要な善後策を講じます。
 - 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき処分を受けた団体若しくはかかる団体に属している者、又は、これらの者と取引のある者、その他これらに類する団体若しくはかかる団体に属している者又はこれらの者と取引のある者。
 - 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」に定める犯罪収益等隠匿若しくは犯罪収益等収受を行い若しくは行っている疑いのある者、又は、これらの者と取引のある者。
 - 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条に定義される暴力団及びその関係団体並びにその構成員。
 - 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などの団体又は個人。
 - 暴力、威力、脅迫的言辞及び詐欺的手法を用いて不当な要求を行い経済的利益を追求する団体又は個人。
 - 前各号のいずれかに該当する者又は団体(以下「反社会的団体等」という。)と関係することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する者又は団体。
 - 反社会的団体等が代表し又は支配する法人その他の団体。
 - 反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事又はこれらに類する地位の役職にある法人又は団体。
 - その他前各号に定める者に準ずる者。
- 前項に違反した場合、取引契約の全部又は一部を解除し、かつ、当該違反行為に基づく損害の賠償を行うこととします。

以上、本誓約書の内容を確認し、誓約いたします。

年 月 日

住所

法人または団体名

代表者名

印